

運営会議の設置について

平成23年12月21日
政府・東京電力中長期対策会議

1. 第22回原子力災害対策本部(平成23年12月16日開催)において、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)の進捗管理を、政府と東京電力株式会社が共同で実施していく体制として、政府・東京電力中長期対策会議が設置された。同会議の下で、中長期ロードマップにおける個別の計画毎の検討・実施状況を共有・確認することにより、進捗管理を行う場として「運営会議」(以下「会議」という。)を設置する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。
 - (1)共同議長：内閣府大臣政務官
経済産業大臣政務官
東京電力株式会社 原子力・立地本部長
 - (2)顧問：文部科学大臣政務官
 - (3)委員：経済産業省 大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)
東京電力株式会社 福島第一対策担当部長
原子力安全・保安院 首席統括安全審査官
文部科学省 大臣官房審議官(研究開発局担当)
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事
株式会社東芝 原子力事業部長
株式会社日立製作所 福島原子力発電所プロジェクト推進本部長
その他議長が指名する者
3. 会議の事務局を次に設置する。
 - ・事務局(政府側)：資源エネルギー庁 電力・ガス事業部原子力発電所事故収束対応室
 - ・事務局(東京電力側)：東京電力株式会社 廃止措置担当部署
4. 会議の準備のため、以下の項目毎に検討を進める。
 - ・循環注水冷却
 - ・滞留水処理
 - ・環境線量低減対策
 - ・労働環境改善
 - ・使用済燃料プール対策
 - ・燃料デブリ取り出し準備
 - ・放射性廃棄物処理・処分